

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 札幌市東区中沼町45番地26  
名称 札幌リサイクル骨材株式会社 代表取締役 菅原 辰雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 上田 文雄



許可の年月日 平成26年11月 7日  
許可の有効年月日 平成31年11月 6日

## 1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## (1) 破碎

- ア ガラスくず、コンクリートくず（物の摩擦・衝突等によって生じたもの）及び陶磁器くず  
イ がれき類  
（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

## 2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破碎	東区中沼町45番地26	平成6年 11月7日	1,000 t/日	平成13年 10月18日	札幌清事第6-18号

## 3 許可の条件

## 4 許可の更新又は変更の状況

- 平成 6年11月 7日 新規許可  
平成 7年12月 8日 変更許可（上記1(1)アの追加）  
平成11年11月 7日 更新許可  
平成16年11月 7日 更新許可  
平成21年11月 7日 更新許可  
平成26年11月 7日 更新許可

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

# NOコピー

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。